

## 総社市告示第1号

総社市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱を次のとおり定める。

令和4年1月14日

総社市長 片岡 聡 一

### 総社市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について(令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)別紙)に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、様々な困難に直面した市民が、速やかに生活及び暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して実施する、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時特別給付金 前条の目的を達成するために、市によって贈与される住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をいう。
- (2) 支給対象者 令和3年12月10日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除された者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、住民税非課税世帯又は家計急変世帯の世帯主（住民基本台帳法に規定する世帯主をいう。）であるものをいう。
- (3) 住民税非課税世帯 同一の世帯（住民基本台帳法に規定する世帯をいう。以下同じ。）に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割（以下「市町村民税均等割」という。）が課されていない者又は市町村民税均等割を免除された者である世帯をいう。ただし、市町村民税均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。
- (4) 家計急変世帯 住民税非課税世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が、令和3年度分の市町村民税が非課税である者と同様の事情にあると認められる者である世帯（同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和3年1月以降の任意の1箇月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下の者である世帯をいう。ただし、令和4年度分の市町村民税均等割の課税決定以降に申請する場合は、当該課税決定の内容が非課税である世帯をいう。）をいう。ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。
  - ア 住民税非課税世帯として臨時特別給付金の給付を受けた世帯に属する者を含む世帯
  - イ 基準日において同一世帯に同居していた者が、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出をした場合で、かつ、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯が臨時特別給付金の給付を受けた場合における同一住所に住民登録されているその他の世帯

(臨時特別給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、臨時特別給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する臨時特別給付金の額は、1世帯につき10万円とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を

受けた者等の特別な配慮を要する者に対する臨時特別給付金の支給の取扱いについては、別に定めるところによる。

(住民税非課税世帯の支給手続)

第4条 市は、住民税非課税世帯の支給対象者に対し、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書(以下「確認書」という。)を送付するものとする。ただし、令和3年1月2日以降の転入者及び令和3年度分の市町村民税が未申告である者等を有する世帯の支給対象者に対しては、確認書の送付に代えて、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)(以下「非課税申請書」という。)による臨時特別給付金の請求を求めることができる。

2 住民税非課税世帯の支給対象者が臨時特別給付金の支給を受けようとするときは、市長に対し、確認書又は非課税申請書を提出するものとする。

(家計急変世帯の支給手続)

第5条 家計急変世帯の支給対象者が臨時特別給付金の支給を受けようとするときは、市長に対し、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)(以下「家計急変申請書」という。)を提出するものとする。

(確認書に係る受付開始日及び提出期限)

第6条 市が確認書の送付を行った者に対して支給する臨時特別給付金に係る市への提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、確認書の発布の日から3月を経過した日とする。

(申請書に係る受付開始日及び提出期限)

第7条 市が非課税申請書又は家計急変申請書(以下「申請書」という。)の提出を行った者に対して支給する臨時特別給付金に係る市への申請受付開始日は、それぞれ市長が別に定める日とする。

2 申請書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年9月30日までとする。

(提出及び支給の方式等)

第8条 確認書及び申請書(以下「確認書等」という。)の提出並びに市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送方式 確認書等の提出を行う者が確認書等を郵送により市に提出し、市が確認書等の提出を行った者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口方式 確認書等の提出を行う者が確認書等を市の窓口に出し、市が確認書等の提出を行った者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 確認書等の提出を行う者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

2 市長は、前項の規定による提出の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該提出を行う者の本人確認を行うものとする。

(代理による提出)

第9条 代理により前条に規定する提出を行うことができる者は、基準日において支給対象者と同一の世帯に属する者、支給対象者の法定代理人その他市長が特に認める者とする。

(支給の決定)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された確認書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、臨時特別給付金を支給するものとする。

2 市長は、第8条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を審査の上、支給の可否を決定し、支給を決定した支給対象者に対し、臨時特別給付金を支給するものとする。

(臨時特別給付金の支給等に関する周知)

第11条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者及び支給の要件、支給の方法、確認書等の受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(提出が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第6条第2項及び第7条第2項に規定する提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合は、当該支給対象者が臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条第1項の規定による支給決定を行った後、確認書の提出を行った者から通知された金融機関の口座に臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約又は変更等により令和4年12月31日までに臨時特別給付金の振込ができない場合は、本件契約は解除され

る。

3 市長が第10条第2項の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った臨時特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施に関し、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。